

西国だより

～第2号～

令和5年6月16日

発行元

岩手河川国道事務所
盛岡西国道維持出張所

TEL. 019-687-5888

特殊車両の指導取締りを実施しました

5月25日、橋場チェーン脱着場（雫石町橋場字坂本）にて、盛岡西警察署のご協力のもと、計20名で特殊車両取締を実施しました。

皆さんが日常的に使用している道路は、一定の寸法や重量の車両が通行することを想定して作られており、それを超過する大型車両が走行する場合には、道路法及び車両制限令による「**特殊車両通行許可**」が必要です。違法に重量オーバーした大型車両は、道路を傷める大きな原因となり、補修工事を増やしたり、渋滞や事故の原因になるため、定期的にと締りを行っております。

計測作業



※掲載の写真は、作業風景をお伝えるものであり、違反車両との関連はありません。

🔗 特殊車両とは・・・

車両の構造が特殊である車両、輸送する貨物が特殊な車両で、幅・長さ・高さ及び総重量のいずれかが一般的制限を超える車両のことをいいます。

🔗 取締りで確認すること・・・

- ・車両の重量
- ・車両の長さ
- ・車両の幅
- ・車両の高さ
- ・許可証の確認 など

この日は2時間実施した結果、10台を取締りました（うち、特殊車両は3台）。

なお、法令に違反している車両はありませんでした。決められた積載重量等を守って、安全な通行にご協力をお願いいたします。



盛岡西国道維持出張所では、国道4号の花巻市二枚橋～盛岡市寺林までの区間、延長59.2km及び国道46号の盛岡市津志田から雫石橋場（仙岩トンネル入口）までの区間、延長39.1kmの維持管理を行っています。

